

施設基準要件（継続的に賃上げに係る取組を実施してる保険医療機関の基準）

【基本診療料施設基準告示】

基本診療料の施設基準等の一部を改正する件（厚生労働省告示第七十号）

第四の三 医科点数表第一章第二部入院料等通則第 11 号及び歯科点数表第一章第二部入院料等通則第 9 号に掲げる厚生労働大臣が定める基準

次のいずれかに該当する保険医療機関であること。

- (1) 令和八年三月三十一日時点において、入院ベースアップ評価料の届出を行っていること。
- (2) 令和六年三月と比較して、継続的に賃上げを行っている保険医療機関であること。
- (3) 令和八年六月一日以降に新規開設した保険医療機関であること。

【基本診療料施設基準通知】

基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて

9 医科点数表第 1 章第 2 部通則第 11 号及び歯科点数表第 1 章第 2 部入院料等通則第 9 号に規定する基準

次のいずれかに該当する医療機関

- (1) 令和 8 年 3 月 31 日時点で入院ベースアップ評価料を届け出ている保険医療機関
 - (2) ① 令和 8 年度の対象職員（医師及び歯科医師を除く。）の、新規に入院ベースアップ評価料の算定を開始する月時点の基本給等を合計し、当該対象職員を令和 6 年 3 月時点の給与体系に当てはめた場合と比較した場合に、5 分 5 厘（看護補助者、事務職員については、8 分）に相当する水準以上のベア等を行った保険医療機関又は令和 9 年度の対象職員（医師・歯科医師を除く。）の、新規に入院ベースアップ評価料の算定を開始する月時点の基本給等を合計し、当該対象職員を令和 6 年 3 月時点の給与体系に当てはめた場合と比較した場合に、8 分 7 厘（看護補助者、事務職員については、1 割 3 分 7 厘）に相当する水準以上のベア等を行った保険医療機関
 - ② 令和 8 年 3 月 31 日時点で外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）を届け出ている有床診療所である保険医療機関
 - ③ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）のみを届け出ている保険医療機関であって、令和 8 年度の対象職員（医師及び歯科医師を除く。）の基本給等を合計し、当該対象職員を令和 6 年 3 月時点の給与体系に当てはめた場合と比較した場合に、2 分 3 厘に相当する水準以上のベア等を行った有床診療所である保険医療機関
- (3) 令和 8 年 6 月 1 日以降に、新規開設した保険医療機関